陳情第１１９号	受理年月日	令和８年９月１日
付託委員会	都市戦略整備委員会	
件　　名	市営藤松団地から道路に飛び出している雑草等の改善に関する陳情について	

要　旨

題意について、以下のとおり、陳情内容とその理由を記述するので、市議会にて改正を行っていただきたく、お願いする。

陳情内容

１　市営藤松団地１－２（門司区藤松二丁目２）において、除草やせん定を適切に行うようにすることを求める。

２　同様の事例が市内で起きていないか適時確認されるとともに、確認された場合は、適切な対応を行うように求める。

陳情理由

市営藤松団地１－２（門司区藤松二丁目２）において、市営団地より道路に長年雑草や木々がはみ出ている状態となっている。この状態について、道路法第30条及び道路構造令第12条によれば、歩道の上空は2.5メートル、車道の上空4.5メートルとされているが、歩道上でそれが守られていない。(道路限界、建築限界、などと呼ばれているとされているそうである)

これらについて、本年、北九州市住宅供給公社に連絡をしたところ、以下の回答があった。

「市営住宅では、基本的に、草刈り及び低樹木のせん定等の日常管理については団地住民にて行うようになっています。当該部分も藤松団地住民にて管理（草刈り、伐採）する部分ですので、団地には御指摘内容の報告を行います。また、御指摘内容で団地より相談があれば協議を行い、予算及び他の団地との兼ね合いの上判断したいと思います。」(08/25)という回答を受領したが、実はこの案件、都市整備局住宅整備課から、2025年8月22日付で類似の回答（なお、令和６年10月に、入居者の皆様で草刈り作業を実施、とも)、それ以前では、2024年９月12日付、2022年９月26日付、などで同様の回答を得ているものの、残念ながら、同じ部分での

雑草等の繁茂があり、一向に改善していないことが判明した。

もはや、毎年恒例の行事と化してしまっていた市営藤松団地１－２の雑草等の改善に関する問題であるが、その原因は、過去の担当者との話によれば（ただし、その担当者の会話は録音等がなく、証拠はない）倉庫などがあり、住民だけでの除草が困難なものであろう、とのことであったし、当方もそれを認識はしている。なお、当該藤松団地の他の棟では、砂利での加工や一部が予算による除草をされており、かつ、除草しやすい構造であるためか、雑草があまり生えていない。外から見ると、道路にはみ出していることに対して、虫などの問題も絡むため良くないのではないか、また、歩道上に出ている雑草は防犯上もよくないのではないかと思うだけでなく、この団地のこの棟はおかしいとすら思えるものである。そういう状況はよくないのではないかと感じる。

さらにいえば、近隣でも、家から道路にはみ出した木々の箇所（歩道の上空の2.5メートルという法令に準拠していなかったもの)があったが、その後、これはきれいにされていた。少し遠方の同じ区内の歩道として利用されている敷地で、市も関係があると思われるものでは他の敷地内からその敷地にはみ出した雑草の箇所(歩道の上空の2.5メートルという法令に準拠していなかったもの）があったが、対応されていないものもある。なお、そこは市管理の道路ではないそうだが、市の道路と同じ基準での整備を求めているものの､対応はまだなされていないようである。それらを見ると、どう判断するべきなのか理解に苦しんでいる。

いずれにしても、最近、他地域で災害が多く発生し、国民、住民の防災意識を高めなければならない中、道路の健全な状況を維持するとともに、市民が自助できなさそうな案件の共助や公助を促すため、本陳情を行う。

以上